広島市政と市民

お知らせ特集

4月1日号　No.303

スタートする住民基本台帳制度

転入居、国保、選挙など　届け出を一本化

広島市では、四月一日から住民基本台帳制度を実施することになりました。この制度は、四十二年十一月に公布された住民基本台帳法に基づいて実施するものです。これまでの住民登録、配給、選挙、国民健康保険、国民年金の各台帳を統合して、新しく住民基本台帳を作成し、また、住所の異動や資格の得喪などの届書を一本化することによって、市民サービスの向上と事務処理の能率化をはかろうとするものです。

▩一本化される窓口事務

これまでは、市民のみなさんが住所を異動されるときなどには、同じ市役所でありながら、それぞれ関係の窓口に、個々に届け出ていただかなければなりませんでした。これは、住民登録法、食糧管理法、公職選挙法、国民健康保険法、国民年金法などの法律が、それぞれ独自に台帳を作成することや届け出をすることを決めていたためです。この住民基本台帳制度の実施により、「表Ⅰ」にかかげる各種の届けは、すべて戸籍課か出張所の窓口だけですませられることになり、窓口事務が一本化されることになります。この届け出の際に、必要な書類や印鑑を忘れてこられると、二度足をふむことになりますから、住所の異動などの届け出には必ず「表Ⅱ」にあげているものを持ってきてください

▩正しい住所の届け出を早く

住民基本台帳の作成に当たってこれまでの住民票、選挙人名簿、国民健康保険被保険者台帳などをつき合わせてみたところ、住所がつき合わないものが、のべ七万人以上もありました。これらは、すべて現地調査や本籍地の照会などによって、その実態は握に努めていますが、現在でも、なお、のべ二万人以上の人たちの住所が判明しておりません。

住民基本台帳は、あらゆる行政の基本になるものですから、この台帳に記録されていないと、選挙人名簿、国民健康保険、印鑑登録、市立小中学校への入学など、広島市民としての権利が行使できなくなります。また、住民基本台帳の住所と実際の住所が異っている場合には選挙通知書、入学通知書成人式の案内書、予防接種の通知書、被爆者健診の通知書など、市役所からのたいせつな通知書が届かないことになります。ですから、まだ届け出をすませていないつぎのような人は、住所が本庁管内の人は戸籍課、各出張所管内の人は、それぞれの地元の出張所へ、すぐ届け出てください。

▼広島市に転入した人▼市内間で住所を異動した人▼住民票、国民健康保険証、国民年金手帳、被爆者健康手帳、選挙人名簿の住所が異っている人▼世帯主が異動した人▼その他、現在の住民地に住民票がない人

世帯員の一部の人が出生したり死亡したり、結婚や別居などにより転出・転居をしたりした場合にも届け出てください。

表Ⅰ　一本化される各種の届け出

住民票関係	転入届・転居届・転出届・世帯変更届
配給関係	登録店変更・配給籍の異動
国民健康保険関係	資格の取得・喪失届 住所・氏名・世帯変更届
国民年金関係	資格の取得・喪失届・死亡届 住所・氏名変更届
原爆関係	原爆被爆者住所氏名変更届・死亡届
選挙関係	選挙人名簿登録の申し出・選挙人名簿登録の異動に関する文書交付の申請
学校関係	転入学の届

※国民年金、福祉年金の受給者に関する諸届はこれまでどおり年金課で受け付けます。

表Ⅱ　届け出人の資格は①本人②世帯主
（手続きには印鑑をお忘れなく）

	届出の種類		いつまでに	手続きに必要なもの
住民異動届	転入届	市外から転入したとき	14日以内	①転出証明書②選挙人名簿登録・未登録証明書③米穀通帳
	転居届	市内で住所が変わるとき	14日以内	①異動申告書（米屋さんにあります）②米穀通帳
	転出届	市外へ転出するとき	転出するまえに	①異動申告書（米屋さんにあります）②米穀通帳
	世帯変更届	世帯を変更するとき	14日以内	①異動申告書（米屋さんにあります）②米穀通帳
		世帯主を変更するとき	14日以内	①米穀通帳
戸籍届	出生届		14日以内	①母子手帳②米穀通帳
	死亡届		7日以内	①死体埋火葬許可申請書②米穀通帳

※国民健康保険加入者、国民年金加入者、原爆被爆者のみなさんは、届け出の際、それぞれの手帳を持ってきてください。

4月から
毎週日曜日の朝
8：00～8：30
RCC（4チャンネル）
広島市提供

市民とともに

「市民とともに」スタジオ録画風景

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年4月1日

五月一日から取り扱いが変わります
印鑑の登録替えを

印鑑条例の全面改正により、五月一日から印鑑の取り扱いが変わります。
事務のスピードアップと不正防止のため、十月一日から、印鑑票を複写機にかけてコピーを作り、これを印鑑証明書としてお渡しすることになりました。このため、現在登録されている印鑑票は、五月一日から十二月末までに、すべて登録替えをしないと、登録している印鑑が無効になりますからご注意ください。現在の印鑑をそのまま登録される人に限り、保証人はいりません。現在、登録している印鑑をなくした人や替えたいと思っている人は、「改印」の申請をしてください。

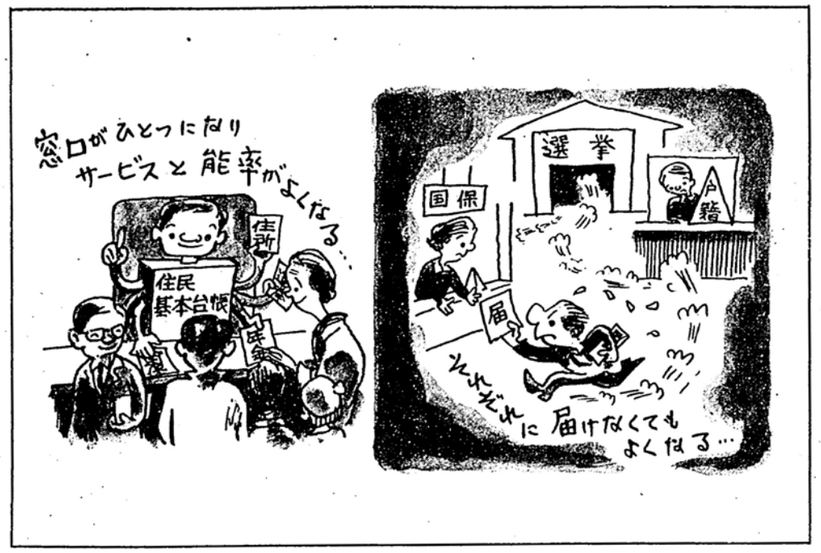

■印鑑を登録できる人
①広島市に住民記録をしている人②広島市に外国人登録をしている人。十四歳以上の未成年者と準禁治産者は、法定代理人か保佐人の同意書が必要です。

■印鑑を登録できない人
①十四歳未満の人③禁治産者の宣告を受けている人④法人（会社や団体）

■登録できない印鑑
①つぎのいずれかがほられていない印鑑・㋐姓と名が全部㋑姓だけ㋒名だけ㋓姓の一部と名の一部の組み合わせ②印面が二十ミリ㍍より大きいか、七ミリ㍍より小さい印鑑③姓、名などと屋号、職業があわせてほってある印鑑④ゴム印、その他印面が変化しやすい印鑑⑤印面がま滅したり欠けているりする印鑑、ふちが欠けている印鑑

■こんな場合は保証人はいりません
①運転免許証など、本人の写真がはってある官公署発行の各種免許証か、身分証明書などを持参された場合②転入された人が、前住所地で登録していた印鑑で登録しようとするとき、前住所地で発行された印鑑証明書を提出した場合③改印されるとき、いままでの印鑑が押してある場合

■登録・改印の申請手続き
①申請書（出張所・戸籍課で用意）に住所、氏名、生年月日を記入し、実印とする印鑑を押す。
②保証人に住所、氏名、生年月日を記入してもらい、実印を押してもらう。保証人は、なるべく自分と同じ管内の人になってもらいもし、他の管内の人の場合は、保証人の管轄の出張所（戸籍課）に行き、保証人の印鑑が登録してあることを確認してもらう。ただし上記の運転免許証などを持参すれば保証人はいらない。
③申請書と印鑑を自分の管轄の出張所（戸籍課）に提出する。
病気などで、やむを得ず代理人が申請される場合は、本人の実印を押した委任状が必要です。

旧防空法 医療従事者の実態調査
提出期限は四月十日

戦時下において防空業務にたずさわり、なくなったり、ケガをされたりした医療関係従事者と死亡者の遺族の援護を進めるため、県市共同で調査を行ないます。該当者はもれなく調査票を提出してください。
調査対象者／①医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、助産婦、保健婦看護婦のうち、㋐原爆による死亡者とその遺族、障害者㋑昭和十六年十二月八日以後、各地の戦災による死亡者とその遺族、障害者②防空業務従事令書を受けていた救護従事者（①をのぞく）ただし、①と②に該当される人のうち、当時の軍人・軍属はのぞきます。
調査方法／①医療関係団体からの調査＝各団体の組織をつうじて、調査を行ないますから、該当者は必ず調査票を各関係団体へご提出ください。医療関係団体＝広島市医師会（中町八―五　電話四七―〇三七八）広島市歯科医師会（富士見町一一―九　電話四三―四六〇九）広島市獣医師会（丹那町四―二　電話五一―六四〇一）広島市薬剤師会（富士見町一一―四二　電話四三―二一五一）日本看護協会助産婦会・保健婦会・看護婦会広島県支部（鉄砲町五―一六　電話二一―三八五六）日本助産婦会広島県支部（千田町一―六―三　田中方　電話四一―三四六七）日本助産婦会広島市支部（宇品町二　安井方　電話五一―〇八六一）広島県派生看護婦会連合会（旭町一　六八村上方　電話五一―〇三七一）②届け出による調査＝①の関係団体に所属されていない人は、直接、市役所福利課で調査を行ないますから届け出てください。
提出期限／四月十日（木）
調査に関するくわしいことは、市役所福利課（電話四五―二一一一内線六九〇・二九二・二九四）へお問い合わせください。

社会福祉センター 開館1周年記念行事 芸能発表会や展示会

広島市社会福祉センターでは、開館一周年を記念して、婦人教室等の成果発表や作品の展示、即売を行ないます。市民のみなさん、おそろいでおでかけください。
とき／4月12日(土)・13日(日)の両日
ところ／広島市社会福祉センター（千田町一丁目9―43　南大橋東詰、日赤病院裏）
行事／①記念式＝12日午後1時から同2時まで②芸能発表会＝12日午後2時から同4時まで　謡曲、詩吟、舞踊、民踊③作品展示、即売＝12・13日午前9時から午後5時まで　生花、書道、短歌、タイプ、孔版、洋裁、和裁、編物、鎌倉ぼり、七宝焼、人形、フラワー・ピーズ

募集

青年の船団員など
四月十五日までに

総理府では、青年の船と青年海外派遣の団員を募集しています。希望者はご応募ください。

■青年の船
資格／①日本人で満二十歳以上二十六歳未満の男女②長期の船上生活や団体生活に適応できる健康な人③中学校卒業ていど以上の英会話能力のある人――など。
提出書類／推薦書　申込書　作文　戸籍抄本　健康診断書――など。
期限／四月十五日（火）

■青年海外派遣
資格／①満二十歳以上二十六歳未満の人②中学校卒業ていど以上の外国語の能力があり、あるていど日常会話ができる人――など。
期限／四月十五日（火）
くわしいことは、いずれも市役所青少年福祉課（電話四五―二一一一内線二九三）へお問い合わせください。

海外派遣青年団員
四月十五日までに

世界の若い世代との交流をつうじて、よりよい青少年活動を展開してもらおうと、世界青少年交流協会では、毎年、青年を欧米各国へ派遣しています。ことしも、海外派遣団員を募集しますから、希望者はふるってご応募ください。
資格／①日本人で満十八歳から三十五歳までの人②英語、独語、仏語のうち、少なくとも一か国語の簡単な日常会話ができる人③ひとつ以上の特技（とくにスポーツや音楽）がある人――など。
派遣地域／アメリカ、ドイツ、イギリス、ハンガリーなど十三か国
経費／ひとり三十二万円ていど
応募締切り／四月十五日（火）
応募方法などのくわしいことは市役所青少年福祉課（電話四五―二一一一内線二九三）へお問い合わせください。

青年文化実習生
書道、手芸、絵画など

あなたは余暇をどのように使っていますか。家庭生活、職場生活社会生活に必要な知識や技術を、あなたの余暇で身につけると同時に、あなたと同世代のよき友人をつくりませんか。希望者はふるってご参加ください。
期間／四十四年四月六日から四十五年三月三十一日まで。
時間／午後六時十五分から同八時十五分まで（日曜日は午前十時から正午まで）
場所／青少年センター（基町五―六一）
資格／市内に住所か、通勤・通学場所がある十五歳から二十五歳までの青年
受講料／不要。ただし、材料費などの実費は自己負担
実習内容と定員／◇ペン習字＝四十名◇放送演劇＝二十名◇料理＝七十五名◇写真＝十五名◇孔版＝二十五名◇書道＝四十名◇茶道＝三十名◇フォークダンス＝五十名◇デザイン＝三十名◇吹奏楽＝四十名◇無線＝二十五名◇手芸＝二十五名◇合唱＝四十名◇簿記＝二十五名◇絵画＝二十五名◇製図＝二十五名　定員をこえた場合は抽選で受講者を決めます。
申込み方法など、くわしいことは、青少年センター（電話二八―〇四四七）へおたずねください。

職業訓練生
家事サービスなど

家事サービス職業補導所では、職業訓練生を募集しています。希望者はご応募ください。
資格／満二十五歳以上五十五歳未満の女性。
コース／①家事サービス②食物③ホームヘルパー
応募方法／四月八日（水）までに広島公共職業安定所（基町一〇―三一）へ申し込む。
訓練の時期／四月十一日から六月三十日まで。
くわしいことは、家事サービス職業補導所（電話五一―四二七九）へおたずねください。

消費者モニター
四月十五日までに

市では四十四年度の消費者モニターを募集しています。販売競争がますます激しさを加え、いろんな新製品が出まわり、たいへんまぎらわしくなっています。これからの消費生活を健全なものにしていくためには、行政機関も業者も消費者も、みんながそれぞれの立場で、おたがいに協調し合って取り組んでいかなければなりません。とくに、毎日の台所をあずかっておられ、直接買い物をされる消費者のみなさんは、よほどしっかりした消費知識と買い物態度を身につけていただかなくてはなりません。
市では、消費者のみなさんからいろんな問題を知らせていただき業者の取締り、改善指導を進めていくことをあわせて、今後、消費者のリーダーとなってもらうため消費者モニターの制度を設けています。もっと〝かしこい消費者〟になろうという熱意のある人、消費問題に関心を持っておられる人は、ふるってご応募ください。
人員／市内在住の主婦六十名（定員をこえた場合は、商工課で選定します）
用務／年間二回（六月と十一月ごろの一か月間二回）日常の買い物をつうじて、価格、量目、品質、不当表示などの各表示の状況、計量、食品衛生の状況などを調査していただき、その結果をモニター日誌に記録してご報告願います。これに関連して、消費生活セミナー（講習会）、モニター調査説明会、報告会、業者との懇談会などに参加してもらい、しっかりした消費知識を身につけていただくことにしております。
謝礼／四千円（一回二千円の二回分）
申込み方法／住所、氏名（ふりがなつき）、年齢、家の職業、家族構成、モニター申込みの動機・理由、電話番号、家の付近の見取図を書いて郵送してください。
申込み期限／四月十五日（火）
申込み先／市役所商工課（国泰寺町二丁目六―三四　電話四五―二一一一内線八四四）
くわしいことは、市役所商工課へお問い合わせください。

不法投棄の防止を
営業用のゴミ処理方法

市内のあき地や道路わきなどへゴミが不法に捨てられ、町の美観をそこねている光景にたびたびぶつかります。市では、常時清掃パトロールを行なって予防に努めていますが、依然として不法投棄があとをたちません。
これまでの例から見ますと、不法に投棄されているゴミは、土木建築関係業者、運送業者、自動車関係業者、食品関係業者など、営業に関係したゴミが大部分を占めています。
営業によって出てくるゴミは、市長が許可した別表のゴミ収集業者に収集を依頼するか清掃部業務第二課で処分許可を受けて、市が指定する埋立地へ自分で運ぶか、どちらかの方法を取らなければなりません。これに違反しますと、清掃法により罰せられることになっておりますから必ずこれを守ってください。**自分で運ばれるもののうち、土砂、ガレキ類は、四月一日から坂埋立地に運んでもらうことになっています。**
営業によって出されるゴミ以外のもの、たとえば、一般家庭で大量にゴミが出たときは、営業用のゴミと同じ方法で処理してください。
そのほか、ゴミの処理にお困りのときは、清掃部業務第二課（電話四五―二一一一内線四七〇）へご相談ください。

（別表）
ゴミ収集許可業者

業者名	所在地	電話
東洋クリーナー	宇品海岸三丁目8番	51―4807
太陽クリーナー	西霞町三丁目7番19号	51―4814
中央クリーナー	東霞町3番13号	51―6192
松岡クリーナー	皆実町二丁目548番地	51―7718
センタークリーナー	横川新町12番21号	32―2645

四十四年度の犬の登録と一回目の狂犬病予防注射を行ないます。登録は年一回、予防注射は年二回行なうことになっています。あなたが飼っておられる生後三か月以上の犬を必ず近くの注射場へおつれください。料金は定期の場合が登録手数新三百円、注射料二百円注射済み票交付手数料六十円、合計五百六十円ですが、定期以外の場合は、注射料が三百二十円になります。四月前半の日程と注射場はつぎのとおりです。

◇四月二日＝庚午南町巡査駐在所　草津小　井口出張所　井口阿瀬波公民館前◇三日＝尾長小　尾長児童公園　鉄道病院西側　大洲矢賀公園◇四日＝似島出張所前　金輪島家頭宅　古田小　古田保育園前　庚午北町豊野神社◇七日＝白島中公園　牛田不動院前　牛田小　牛田公園◇八日＝上天満第二公園　己斐出張所　西隣保館　己斐保育園◇九日＝荒神小　大洲幼稚園　青崎小　堀越公園◇十日＝三篠小　楠木公園　大芝小　三滝橋西詰◇十一日＝戸坂くるめぎ神社横　木本宅　戸坂専教寺横　中山出張所　矢賀小◇十四日＝南西海区水産所研究所前　宇品千暁寺　元宇品保育園　宇品出張所◇十五日＝観音新町黄金魂神社　観音小　観音中観音高　受付け時間は、いずれも午後一時から同四時までです。

くわしいことは、飼犬管理事務所（電話四一―一一五一）まで。

狂犬病予防注射と登録を

四月七日に健康相談を

あなたの健康は、まず、あなた自身が守らなければいけません。年に一回は健康診断を受けて、みんなが健康で明るい家庭をつくりたいものです。

市医師会では、四月七日の「健康感謝の日」によせて、全会員の専門的な知識と経験を動員し、市民のみなさんの健康増進のため、全面的な奉仕活動を展開されることになりました。

高血圧、ガン、結核の相談、精神衛生の相談、育児相談、そのほか、外科、産婦人科、眼科、耳鼻科、皮膚泌尿科など、全科にわたってご相談に応じますからお気軽にお受けください。

とき／四月七日（月）午前九時から午後五時まで（ただし、往診時間中はのぞきます。官公立の病院は午前中です）

ところ／市内の各病院・医院

相談をお受けになりたい人には広島市公衆衛生推進協議会の各地区の支部長から健康相談券をお渡ししますが、不足の場合は市医師会（電話四七―〇三七八）か市役所衛生課（電話四五―二一一一内線三一三）へご連絡ください。くわしいことは、この二か所のいずれかへお問い合わせください。

公金の収納は取扱い窓口で

市民のみなさんに、税金や保険料などを納めていただく場合のご便宜をはかるため、四月一日から引続き、これまでどおり、広島銀行（指定金融機関）のほかに、広島市収納代理金融機関を指定しましたのでご利用ください。

また、これらの金融機関では、市税や国民健康保険料の前納報奨金の支払い事務も扱っておりますが、ただし、報奨金の支払いは郵便局では扱われません。

市役所が定めている公金収納取扱い窓口はつぎのとおりです。

①指定金融機関＝広島銀行の市内各店舗と東京支店②収納代理金融機関＝つぎの金融機関の市内店舗◇銀行＝三菱　大和　三和　住友　第一　富士　神戸　日本勧業　東京　三井　協和　東海　中国　百十四　山口　伊予　福岡　山陰合同　四国　大分◇信託銀行＝住友　東洋　三菱　三井　安田◇相互銀行＝広島　呉　西日本　福徳　福岡　愛媛　山口　東邦◇金庫・組合＝広島信用金庫　広島市信用組合　広島県厚生信用組合　商工組合中央金庫　広島市農協　戸坂農協　西部農協　井口農協③郵便局④市役所の主管課・各出張所

教科書を無償で

就学猶予の児童・生徒のうち、在宅学習を行なううえに必要がある人に、四月一日から教科書を無償でお渡しします。お渡しする教科書は、市立小・中学校で使用しているもののうち、在宅学習を行ないたい科目の教科書です。

ご入用の人は、市教育委員会総務課（電話四五―二一一一内線四八八）へお申し込みください。

保育所入所支度金を新設

四月から新しく保育所入所支度金制度ができました。この制度はすでに実施されている同和対策施策による保育所入所支度金の支給を受けている世帯をのぞき、現在①生活保護を受けている世帯②四十三年度の市民税非課税世帯（①をのぞく）の児童・乳児が新たに保育所へ入所する場合、ひとりにつき二千円支給されるものです。乳児保育から幼児保育になる場合も含まれます。申請手続きなどは福祉事務所から、該当する世帯あてに直接連絡します。

くわしいことは、福祉事務所庶務課（電話四五―二一一一内線四六二・五八八）へお問い合わせください。

計量器の定期検査

◇四月二日＝己斐小◇三日＝西隣保館◇四日＝中広中◇七日＝天満小◇八日＝南観音食糧企業組合◇九日＝観音中◇十四・十五日＝観音小

受付け時間は、いずれも午前九時三十分から正午まで、午後一時から同三時三十分までです。

軽自動車の使用届け出などに住所証明を

陸運事務所へ軽自動車の使用届け出などをする場合には、四月一日から住所を証明するものが必要になります。現在、軽自動車の使用届け出をする場合、軽自動車届出書や軽自動車税申告書を提出していただいていますが、最近これらに書かれている使用者の住所が現住所と違っていることが多いため、交通行政面や税行政面などにいろいろ支障をきたしています。

そこで、陸運事務所へ軽自動車の使用届け出や使用者変更などの届け出をする場合、住所を証明するものを提示していただき、住所を確認することになったものです

◇住所を証明するもの＝住民票の写し　印鑑証明書　米穀通帳　運転免許証　身分証明書　最近来信の郵便物　各種健康保険証など。（どれでもけっこうです）

固定資産税
都市計画税
国民健康保険料
国民年金保険料
（各Ⅰ期分）
納付期限 4月30日

日本の壷展示会

広島城郷土館では、上古の壷や常滑、丹波、信楽、備前など、日本の代表的古窯の壷３０数点の展示会を開きます。おそろいでどうぞ。

とき／４月５日(土)から５月５日(月)まで
ところ／広島城郷土館４階展示室
料金は、広島城への入場料（おとな30円、子ども15円）を払っていただくだけで、特別の料金はいりません。

広島市政と市民

被爆者にあたたかい援護の手を

特集号 No 305

昨年9月11日付け本紙特集号でお知らせしたように、原爆被爆者の援護対策として、原爆被爆者特別措置法が制定され、特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当の諸手当が支給されています。これらの、国の援護対策とは別に、県で独自に行なっている援護対策としては、健康診断奨励金の支給、就職支度金・雇用奨励金の支給があります。また、市が独自で行なっている援護対策としては、被爆者家庭奉仕員の派遣、胎内被爆高度小頭症患者介護料の支給、認定被爆者弔慰金の支給などがあります。さらに、広島原爆障害対策協議会（原対協）は、生活相談、生活援護金の支給、障害者入退院交通費の支給、認定被爆者死亡者弔慰金の支給、温泉療養交通費の支給、職業補導教材費の支給を行なっており、このほか、原爆医療法によって被爆者の医療対策として、健康診断なども行なっています。このように、広く多様な援護対策を立てていますが、それでも、被爆者のみなさんにとっては、まだじゅうぶんではなく、今後改善したり、新たに付け加えたりしなければならない点も少なくないでしょう。

この号では、国の特別措置法に焦点をおき、この法律によって支給される手当をもういちど知っていただき、さらに、改正された点もご紹介するとともに、被爆者とはどのような人をさして言うのかまた、被爆者施設もあわせてご紹介します。

所得税額のわくが広がります

特別手当の支給制限

被爆者特別措置法によって支給される特別手当の支給制限に所得税額のわくがあります。認定被爆者で、その病気がなおっていない人に対して、特別手当が一か月一万円支給されていますが、いまでは、その所得の税額による制限によって、申請者（本人）、配偶者と本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、養子）の年間の所得税の額が一万七千二百一円をこえる場合は、認定疾病の状態にあっても手当は支給されませんでした。

ところが、この四月から所得税の額が、一万七千二百一円から二万二千七百円のあいだであれば、特別手当の半額五千円が支給されることになりました。このため、認定疾病の状態にある被爆者のうち、いままでに申請され、受け付けられた人で、このわくの中にいる人は、四月分から、また、新しく申請された人は、申請の翌月分から五千円を支給します。

原爆白内障が加わります

健康管理手当の対象に

いままで、特別被爆者のうち、害は、つぎの七障害でした。◇造血機能障害（貧血症など）◇肝臓機能障害（全般）◇細胞増殖機能障害（いわゆるガン全般）◇内分泌腺機能異常（糖尿病などの脾臓内分泌機能異常、いちぢるしい月経異常、不妊などの卵巣機能異常無精子症、乏精子症などの睾丸機能異常、甲状腺機能異常の病気に限る）◇脳血管障害（蜘網膜下出血と脳出血に限る）◇循環器機能障害（高血圧性心臓疾患と動脈硬化性心臓疾患に限る）。これらに加えて、この四月申請分から「水唱体混濁による視機能障害」（原爆放射能の影響による白内障）が対象障害になりました。

その他、新しく措置される予定のもの

このほか、国会で審議されていて、手続きの方法などが決定されていないものなどで、国の方針がまだ打ち出されていないため、いまのところ支給できない援護対策がふたつあります。これらは、いずれも五月末ごろには実施される予定ですから、つぎに、この援護対策をご紹介します。

特別被爆者死亡葬祭料の支給

特別被爆者が死亡された場合、その葬祭を行なった人に対して、ひとり一万円の葬祭料が支給される予定です。

健康保険本人の医療費一部負担金の支給

特別被爆者で、健康保険などの被保険者本人の場合、いままで、医療を受けたときに支払われていた一部負担金を、国が負担する予定です。

昨年行なわれた措置法にもとづく諸手当の受付け風景

所得税額届の提出を

手当を受けている特別被爆者

四月末ごろに届け出用紙を同封した通知書を個人あてに送りますので、つぎによって提出してください。

提出期間／五月一日から五月三十一日まで（日曜日をのぞく）

受付け場所／原爆被爆者センター二階（平日は午前九時から午後五時まで。土曜日は午前九時から正午まで）

提出する書類／◇所得税額届◇世帯全員の住民票の写し（特別被爆者手帳を提出しますと無↘料です）◇四十三年分の所得税額証明書（▼所得がなく、申告していない人、自由業の人は税務署発行の納税証明書▼給与所得者は雇用者発行の給与の源泉徴収票▼生活保護を受けておられる被爆者は生活保護証明書）◇特別手当・健康管理手当支給証書（証書に引続き手当を支給する「検認印」を押します）

その他／この所得税額届を提出しないと、六月分から届け出のあった月分までの手当の支払いを差しとめることになりますのでご注意ください

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　／発行日／昭和44年4月26日

被爆者とは

ふつう原爆手帳と呼ぶ被爆者健康手帳の交付を受けられている被爆者のみなさんには、一般被爆者と特別被爆者の区別があります。

被爆者の範囲

被爆者とは、つぎのいずれかにあてはまる人です。

▼直接被爆者

原爆が投下されたとき、当時の①広島市内②安佐郡祇園町のうち長束・西原・西山本③安芸郡戸坂村のうち、狐爪木④安芸郡中山村のうち、中・落久保・北平原・西平原・寄田⑤安芸郡府中町のうち茂陰北において直接被爆した人

▼入市者

原爆が投下されてから、昭和二十年八月二十日までに、広島市のうち、つぎの地区に、救援隊・医療活動・親族探しなどで入市した人

楠木町一丁目　同二丁目　同三丁目　三篠本町一丁目　同二丁目　横川町一丁目　同二丁目　同三丁目　打越町　山手町　南三篠町　福島町　中広町　上天満町　天満町　西天満町　東観音町一丁目　同二丁目　西観音町一丁目　同二丁目　観音本町　南観音町　北町　寺町　空鞘町　西引御堂町　広瀬元町　鷹匠町　錦町　横堀町　北榎町　新市町　榎町　西九軒町　西大工町　十日市町　左官町　銀治屋町　油屋町　猫屋町　塚本町　堺町一丁目　同二丁目　同三丁目　同四丁目　西地方町　西新町　小網町　河原町　舟入町　舟入仲町　舟入本町　舟入幸町　舟入川口町　中島本町　材木町　天神町　木挽町　元柳町　中島新町　水主町　吉島町　吉島羽衣町　白島北町　白島中町　白島東中町　白島九軒町　白島西中町　西白島町　東白島町　基町　猿楽町　細工町　横町　鳥屋町　大手町一丁目　同二丁目　同三丁目　同四丁目　同五丁目　同六丁目　同七丁目　同八丁目　同九丁目　塩屋町　尾道町　紙屋町　研屋町　革屋町　立町　東魚屋町　八丁堀　上流川町　幟町　上柳町　鉄砲町　橋本町　石見屋町　胡町　東胡町　山口町　下柳町　銀山町　弥生町　薬研堀　斜屋町　下流川町　堀川町　三川町　平田屋町　播磨屋町　西魚屋町　中町　鉄砲屋町　袋町　下中町　新川場町　小町　雑魚場町　国泰寺町　竹屋町　田中町　平塚町　鶴見町　宝町　富士見町　昭和町　平野町　南竹屋町　東千田町　千田一丁目　同二丁目　同三丁目　台屋町　京橋町　的場町　金屋町　比治山町　稲荷町　松川町　土手町　桐木町　段原大畑町　段原町　段原東浦町　比治山本町　皆実町一丁目　二葉の里　大須賀町　松原町　猿猴橋町

▼死体の処理と救護に当たった人など

原爆が投下されたとき、またはその後、身体に原爆放射能の影響を受けるような事情下にあった人（たとえば、救護・死体の処理、しゃへい物のない海上で被爆した人など）

▼胎児

前にのべた条件のどれかに当たる人の胎児であった人

特別被爆者

つぎのどれかにあてはまる人は特別被爆者として、その他の被爆者と区別されます。

▼三キロ以内の直接被爆者

爆心地から三キロ以内の区域内にあった人と、その当時その人の胎児であった人

▼認定患者

原爆の障害作用による負傷か疾病であるとして、厚生大臣から認定を受けた人

▼特定の疾病が認められた人

一般被爆者であって、健康診断の結果、厚生大臣が定める特別の障害①造血機能障害（貧血症など）②肝臓機能障害（いわゆる肝臓病など）③細胞増殖機能障害（ガンなど）④内分泌腺機能障害（糖尿病など）⑤脳血管障害（脳出血など）⑥循環器機能障害（高血圧性動脈硬化性の心疾患）⑦腎臓機能障害（慢性腎炎など）⑧水晶体混濁による視機能障害

▼被爆三日以内の入市者

原爆が投下されてから、昭和二十年八月九日までに爆心地から二キロ以内の地域に立ち入った人とその胎児

▼特定地域で被爆した人

原爆が投下されたとき、当時の広島市新庄町・三滝町・山手町・己斐町・古田町・庚午町・三篠本町四丁目・安佐郡祇園町のうち、長束・西原・西山本の区域内にあった人とその胎児

表1　被爆者健康手帳交付内訳
（昭和44年3月31日現在）

区分	種類	交付数
被爆者手帳	直接被爆者	5,707
	入市者	3,513
	死体の処理と救護に当たった人など	413
	胎児	224
特別被爆者手帳	3キロ以内の直接被爆者	60,198
	認定患者	1,494
	特定の疾病が認められた人	891
	被爆3日以内の入市者	17,591
	特定地域で直接被爆した人	2,890
合計		92,921

施設のご利用を

原爆被爆者に利用していただく施設として、被爆者の健康診断や職業補導、生活相談を行なう原爆被爆者福祉センター（略称原爆センター）、精密検査を必要とする被爆者のための舟入被爆者健康管理所、被爆者の健康を守るための原爆被爆者有福温泉療養研究所、さらには、広島原爆病院などがあります。これらの利用状況は別表のとおりです。みなさんのご利用をお待ちしております。

表2　原爆センター利用状況（昭和43年度）

区分	単位	状況
胃集団検診	人	2,031
職業補導	人	451
生活相談	件	334
援護費支給	（延べ）人	2,920

表3　舟入健康管理所業務実績（昭和43年度）

区分		実施期間	一般検査	精密検査	収容検査
定期	第1回	4月1日～9月30日	2,220	697	634
	第2回	10月1日～3月31日	697	222	286
希望による健康診断		4月1日～9月30日	83	12	—
		10月1日～3月31日	57	10	—
広島県健康受託分診断		4月1日～3月31日	111	46	117
計			3,168	987	1,037

表4　有福温泉荘利用状況（43年6月30日現在）

区分		人員	%
総数		2,851人	100.0
性別	男	1,234	43.3
	女	1,617	56.7
年齢別	60歳以上	1,959	68.7
	60歳未満	892	31.3
地域別	広島市	1,793	62.9
	県下	895	31.4
	県外	163	5.7

表5　広島原爆病院利用状況（昭和43年度）

外来	44,804
入院	（延べ）433
ベッド数	170

核爆弾による惨禍を二度とくりかえさせてはならないという世界的な世論が高まり、その目標のもとに、世界中の人たちが力を合わせようとするとき、被爆者のみなさんには、ぜひその運動の先頭に立っていただかなければなりません。そのためには、被爆者のみなさんをさみしく、とり残していたのではいけないという声も高まりました。

もりたてよう被爆者のみなさんを

写真の被爆者バッジは、そのような目的でつくられ、原爆症として認定された被爆者のみなさんにつけてもらって、もりたてていこうとするものです。このバッジをつけられた人には、あたたかく接し、手をかしたり、席をゆずったりするなど、自然な善意をささげていただくよう呼びかけます。

被爆者健康手帳の書きかえを

被爆者健康手帳は、三年に一回ずつ書きかえることになっております。ことしがその年に当たっていますので、現在お持ちの手帳は九月いっぱいまでに、新しい手帳にしてください。

五月から市内を巡回して手帳の書きかえと検診を行なうことになっていますが、巡回時期に書きかえをすることができない人は、市役所原爆被害対策課か舟入被爆者健康管理所、原爆センターで書きかえをしてください。

「原爆被爆者に対する特別措置に関する法律」により支給される手当の早見表（○印が該当します）

申請できる被爆者 ＼ 手当の種類 ／ 必要とする書類		特別手当（月額10,000円から5,000円） 申請書（黒刷り）	特別手当 診断書（緑刷り）	特別手当 世帯全員の住民票の写し、所得税額証明書など	健康管理手当（月額3,000円） 申請書（茶刷り）	健康管理手当 診断書 疾病障害用（茶刷り）	健康管理手当 世帯全員の住民票の写し、所得税額証明書など	医療手当（月額5,000円から3,000円） 申請書（黒刷り）	医療手当 認定医療証明書（黒刷り）	医療手当 世帯全員の住民票の写し、所得税額証明書など	介護手当（月額300円×費用を要した被介護日数） 申請書（赤刷り）	介護手当 診断書（赤刷り）	介護手当 世帯全員の住民票の写し、所得税額証明書など	死亡葬祭料（10,000円） 未定
特別被爆者（特別被爆者健康手帳を持っている人）	厚生大臣が原爆症と認定した認定被爆者	○	○	○				○	○	○	○	○	○	昭和44年4月1日以降に死亡された被爆者の葬祭を行なった人に支給される予定ですが、まだ法律、省令などが施行されておりませんので、支給できませんが、決まりしだいお知らせします。
	手当支給の病気にかかっている被爆者 満65歳以上の被爆者				○	○（疾病用だけ）	○				○	○	○	
	手当支給の病気にかかっている被爆者 身体障害のある被爆者				○	○（疾病と障害用）	○				○	○	○	
	手当支給の病気にかかっている被爆者 母子（準母子）世帯の世帯主である被爆者				○	○（疾病と廃疾用）	○				○	○	○	
	上記のいずれにも該当しない被爆者										○	○	○	

注）1　必要とする書類のうち

① 世帯全員の住民票の写しで、外国人の場合は世帯員の外国人登録済証明書になります。

② 所得税額証明書は、申請書（本人）、配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同じ事情にある人を含む）と申請者（本人）の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹と養子）の所得税額（4月申請の場合は42年分、5月から申請の場合は43年分）を証明する書類（所得のない人か自由業者は税務署発行の「納税証明書」、給与所得者は「給与の源泉徴収票」）です。生活保護を受けている被爆者は「生活保護証明書」です。

③ 母子世帯主は、その母子関係を証明する戸籍謄本か抄本、子どもを扶養しているという事実証明書。

④ ①、②、③の書類は、いずれかの手当申請に添付した場合か同一世帯の人がすでに添付して申請している場合は省略できます。とくに、③は児童扶養手当の支給を受けている場合は、その支給証書の提示によって戸籍謄本か抄本だけ省略します。

2　申請したのちか、手当受給中における届け出としてとくに必要なもの

① 死亡届　手当受給者が死亡した場合は、遺族か特別に縁故のある人が死亡届をしてください。

② 失権の届け出　市外に転出した被爆者は届け出てください。

手当支給者（44年3月末）

手当種類	申請書	支給実人員
特別手当	316	274
健康管理手当	2,812	2,508
医療手当	1,411	169
介護手当	167	46

市・県民税が安くなります

軽自動車税を減免される
身体障害者の範囲も拡大

44年度から実施

このたび、地方税法や市税条例の一部が改正され、市・県民税の減税や電気ガス税の免税点引上げなどが行なわれました。おもな改正点はつぎのとおりです（カッコ内が改正前です）

▒市・県民税▒

▼各種所得控除額の引上げ／①基礎控除＝十二万円（十一万円）②配偶者控除＝十万円（九万円）③扶養控除＝六万円（五万円）④か婦控除・障害者控除・老年者控除・勤労学生控除＝七万円（六万円）⑤特別障害者控除＝九万円（八万円）

▼専従者控除額の引上げ／①青色申告者の場合＝事業専従者の給与が、仕事の内容やその事業の規模などからみて適正であり、また、他の同規模業者などが支給する給与と比較しても、相当であると認められるときは、その給与相当額を全額控除（十七万円）②白色申告者の場合＝専従者控除十五万円（十一万円）

▼障害者などの非課税となる所得の限度額引上げ／障害者・未成年者・老年者・か婦の非課税となる所得の限度額＝三十万円（二十八万円）

▼特別徴収の月数を十二回に変更／給与から税金を天引きして納めていただく特別徴収の月数が、月々の税負担を緩和するため、六月から翌年五月までの十二回（六月から翌年三月までの十回）になりました。

このような改正によって給与所得者で夫婦と子ども三人の標準世帯ですと、収入金額六十二万三千七百七十一円（五十三万二千四十円）以下であれば、市・県民税の所得割がかからなくなり、また、収入金額百万円の人で約五千円、二百万円の人で約八千円の減税になります。

▒軽自動車税▒

いままで、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、下しや体幹の不自由な人が所有し、運転する軽自動車やバイクに限り減免されていましたが新たに視聴覚障害者など、上の表に掲げる障害者が車を所有し、障害者のために運転される軽自動車なども減免されることになりました。

「障害者のために運転される……」とは、障害者の職業用か通学通院用として、その人と生計をともにする人がもっぱら障害者のために運転することをいいます。

▒電気ガス税▒

一か月の電気使用料金が五百円（四百円）以下、ガス使用料金が千円（八百円）以下であれば、電気ガス税はかかりません。

そのほか、くわしいことは、市役所主税課（電話四五―二一一一内線五三三・五三四）か市民税課（内線二六二・二六三）へおたずねください。

1　身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までと4級の1
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
上し不自由	1級、2級の1、2級の2
心臓機能障害	1級、3級、4級
呼吸器機能障害	1級、3級、4級

2　戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	不具廃疾のていどか傷病のていど
視覚障害	特別項症から第2項症までと第4項症
聴覚障害	第2項症、第4項症
上し不自由	特別項症から第2項症

該当される人は、市役所主税課へ、つぎのものをご持参のうえ減免の申請をしてください。

1　身体障害者手帳か戦傷病者手帳
2　運転免許証（もっぱら運転する人のもの）
3　印鑑
4　5月10日ごろお届けする納税通知書

（減免申請書の用紙は、市役所主税課にあります）

行政相談委員が相談に応じます

行政監察局では、役所の仕事――たとえば、恩給、年金、登記、保険、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、河川、交通、公営住宅、公害、その他、国鉄、電電、専売、公団、公庫などの相談を受け、市民のみなさんのご便宜をはかるため、相談所を設けて、つぎの人（敬称略）を行政相談委員として委嘱しています。

聞きたいこと、不満な点、お困りのことなどがありましたら、いつでも無料で相談に応じますのでどしどし申し出てください。

▽伴谷勇／住所＝己斐西中町二二六六（電話七一―〇〇一二）勤務先＝大手町四丁目農協ビル内（電話四三―四一一一内線三一三）

▽美藤志津子／住所＝南観音町一七―一六（電話三一―一八六九）

ケシの不正栽培はやめましょう

ケシには、グビジン草（別名ヒナゲシ）やハナビシ草など、栽培してよいケシと、本ゲシと呼ばれて栽培してはならないケシとがあります。

この本ゲシからは、医療用として使われる麻薬がつくられます。しかし、これを悪用すれば恐しい麻薬害を社会に流すことになります。本ゲシの特徴としては、葉が茎を抱くようにいきなり茎から葉がでており、葉や茎には毛がなくつやつやして灰緑色をおびていること、花の散ったあとに、直径三～四センチのケシ坊主が残ることなどがあげられます。念のためにみなさんのお宅の庭をもういちどお調べになって、まんいち栽培してはならないケシがありましたらすぐ抜きとって焼却してください また、ケシを栽培するときは、保健所に届け出てつくってよいケシを栽培するようにしてください。

おわびして訂正します

三月三十一日発行の「市政と市民―市内とその周辺の名所・旧跡案内」特集号において、つぎのとおり誤りがありましたので、おわびして訂正します。①二ページ下欄の平和公園の説明中「高札場観商場、寺前寺の鼻など」を「高札場、勧商場、慈仙寺の鼻など」に訂正②峯越林道の説明中「安芸郡沼田町伴」を「安佐郡沼田町伴」に訂正。

公害対策課を新設

事務所は千田町三丁目に

四月一日の機構改革によって、衛生課公害係は、新たに公害対策課となり、つぎのところへ事務所を移しました。こんごの連絡やいろいろな届けの提出などは、移転先あてにお願いします。

移転先／千田町三丁目一〇―八（電車通り

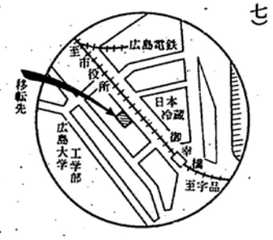

電話四一―九九五六・四一―六五二七）

正しく使い、町を美しく

タバコの吸いがら入れ

おもな町かどや横断歩道に、タバコの吸いがら入れが立っています。この吸いがら入れはみなさんからたいへん好評を得ていますが心ない人のまちがった使いかたのため、かえって町の美観をそこねている場面にしばしばぶっつかります。

この吸いがら入れには、チリ紙やタバコの外箱、読み捨てのビラ、新聞、週間誌など、タバコの吸いがら以外のものは入れないようにしましょう。紙クズなどは、めんどうでも近くの電車やバスの停留所に置いてある緑色のクズ箱へ入れてください。

観光シーズンの到来で、たくさんの人がヒロシマを訪れます。美しい都市ヒロシマの印象を、訪れた人たちの最良のおみやげとして持ち帰ってもらうとともに、わたしたち広島市民は、美しい広島の町を誇りとして語れるように、おたがいが努力したいものです。

交差点などにある
タバコの吸いがら入れ

原爆手帳の書替えと健康診断を

5月の日程と場所

原爆手帳は、3年ごとに新しい手帳に書きかえることになっています。ことしがその書きかえをする年に当たっており、5月上旬から9月下旬までの期間に、被爆者の健康診断とあわせて書き替えを行ないます。該当者には、日時や場所をお知らせしますので、指定日には、原爆手帳と通知書を持参して健康診断を受け、新しい原爆手帳をもらってください。5月の日程と書きかえ場所はつぎのとおりです。

▩出張班／◇6日＝中山集会所◇11日＝似島保育園◇13・14・15日＝戸坂小◇16・19・20日＝真宗学寮◇21・22・23日＝旧三菱工業学校◇26・27・28・29・30日＝牛田小

▩原爆被爆者福祉センター班／◇6・7・8・9・12・13・14・15・16・19日＝白島学区◇20・21・22・23・26・27・28・29日＝幟町学区◇30日＝本川学区

▩舟入被爆者健康管理所班／◇6・7・8日＝土橋町◇9・12・13・14・15日＝小網町◇16・19・20・21・22・23・26日＝河原町◇27・28・29・30日＝舟入町

受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです（ただし、似島保育園は午前10時30分から午後2時まで）

病気などのため、当日会場へこれないときは、代理人がそのことを受付けへ申し出て、手帳の書きかえをすませてください。住所や氏名に変更があったり、死亡されたりした人の手帳をお持ちのときは、受付けへ申し出てください。

健康診断だけは、市内のどこの病院や医院でも受けられますが、手帳の書き替えは、市役所原対課、舟入被爆者健康管理所、原爆被爆者福祉センターのいずれかでないと受け付けません。

この人をご存知ですか

国保の健康優良家庭

市役所国民健康保険課では、前年度に医者にかからず、しかも保険料を完納した世帯を健康優良家庭として記念品を贈っています。昭和43年度の該当世帯のうち、つぎの人の住所確認ができません。住民登録、国保カードご近所などを調査しましたが、所在不明で困っています。市民のみなさんで、ご存知の人がありましたら、至急、国民健康保険課（電話45—2111内線467）へご連絡ください。5月31日までに連絡がない場合は、該当者不明として処理させていただきます。（カッコ内は旧住所）——敬称略——

◇下岡照雄（中広町二丁目2—10）◇白井頼義（大州町378）◇広田　誠（三篠二丁目17—5　岩原方）◇生村武男（宝町9—12）◇空　隆文（吉島西一丁目10—1　岡野方）◇小泉源治（中山町103 藤井アパート）◇大上タツヨ（東白島町105 椿山方）◇桐村栄蔵（大宮一丁目7—9）◇城本義登（堀越二丁目10—18　川本アパート）◇山中道子（比治山町3—8　新辰ビル）◇香川武美（立町3—21◇沖村勇（南観音町八丁目2—15）◇森川篤子（堺町四丁目18　後川方）◇守田佐津江（胡町4—5）

異動申告書の廃止など

食糧管理法の一部を改正

4月1日から、食糧管理法の一部が改正されましたので、おもな改正点をお知らせします。

◇配給量の増配

一般消費者の配給量が、ひとり当り月10キログラムから15キログラムにふえました。

◇米穀登録店の廃止

これまでは、登録米穀店以外では米の購入ができませんでしたが、今後は、市内186店舗のどこの店でも、米穀通帳を提示すれば、その月の米が購入できます。そのため、原則として米穀通帳は各自で保管することになります。

◇異動申告書の廃止

市内間の移動や市外への転出のときは、米穀通帳と印鑑を持って地元の各出張所（戸籍課）で手続きをしてください。

くわしいことは、市役所農林課（電話45—2111内線339）へお問い合わせください。

印鑑の登録替えを

5月1日から9月30日までに

4月1日号でお知らせしましたとおり、4月末日現在で登録されている印鑑の登録替えを、5月1日から9月30日まで行ないます。この期間内に登録替えをしないと、10月以降は登録している印鑑が無効になりますからご注意ください。登録替えをするときは、現在登録してある印鑑を持って、地元の各出張所（戸籍課）へおいでください。代理人が手続きされる場合は、委任状と代理人の印鑑が必要です。

くわしいことは、市役所戸籍課（電話45—2111内線254）か、地元の各出張所へおたずねください。

計量器の定期検査を

5月前半の日程と場所

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから必ずお受けください。検査は雨天でも行ないます。日程と場所はつぎのとおりです。

◇5月12日＝江波保育園◇13日＝栄光幼稚園◇14・15日＝舟入小

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分までです

軽自動車税

（定期分）

納付期限
5月31日

「愛犬交換会」へどうぞ　5月11日に

「愛犬交換会」は犬の正しい飼いかたや捨て犬の防止、野犬のぼく滅を目的にして行なっているもので、犬を飼いたい人、犬がいらなくなった人が集まって、おたがいに交換する催しです。交換する犬を飼っていない人でも、この交換会へおいでになり、好きな犬がおれば引き取って飼うことができます。交換できる犬は生後2か月以上ですが、生まれてまもない子犬でも引き取ります。

当日は、犬の登録、狂犬病予防注射、犬の無料健診や飼育相談にも応じます。

とき／5月11日（日）午後1時から同4時まで。

ところ／飼犬管理事務所（富士見町11—2）東保健所構内（電話41—1151）

広島市政と市民

市民ダイヤル
43—6783
43—0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください

5月1日号　No 306

よい店や商品を選ぶ目を養いましょう

八百屋・魚屋さんのモデル店を選定

消費者が安心して買える店、消費者に親しまれる店づくりということが、もっとも強く要請されてきています。市では、まず、毎日の消費生活にもっとも関連の深い生鮮食料品店の改善から手がけており、42年末に、初めての試みとして鮮魚モデル店の選定を行なったのに引き続いて、43年度は青果店を新しく加えこのたび、47店の青果・鮮魚のモデル店を選定し表彰しました。これは、衛生施設、計量設備、価格表示、経営管理などの面から総合的に審査して優良店を選び、青果店18店鮮魚店29店（新規14店、第1回モデル店の中から15店）をモデル店に選定したものです。こんごは、業者のみなさんも、モデル店にならって、店の改善・向上をはかってもらわなければなりませんが、実際に店を利用される消費者のみなさんが、日常の買物の中で店や商品を選ぶ目をもっと養って、ほんとうによい店を選ぶようにしていただかなくては効果はありません。とくに、生鮮食料品店は地元の消費者との結びつきがたいへん強いので、これからは地区の消費者が、みんなでよい店を育てていただきたいと思います。

青果モデル店

◇姫石商店＝本通2—16◇水本商店＝観音新町二丁目3—8◇丸昇ストアー＝江波西二丁目33—2◇大田ストアー＝戸坂町904 ◇下河内商店＝小網町7—28◇則重ストアー＝東津南町973の8 ◇竹本食料品店＝基町1 ◇児玉食料品店＝白島北町15—13◇新田商店＝小町5—1 ◇池村食料品店＝皆実町三丁目947の1◇山村食料品店＝旭町1742—1◇原田商店＝観音新町一丁目18—1◇沖田食料品店＝吉島東一丁目4—1◇三王ストアー＝宇品西二丁目12—4◇ストアー森＝千田町二丁目10—4◇鎌原商店＝皆実町二丁目465 ◇山俊商店＝荒神町1—3◇西本食料品店＝観音本町一丁目15—20

モデル店の店頭表示タテ

鮮魚モデル店（新規）

◇長尾鮮魚店＝的場町一丁目6—12◇三宅鮮魚店＝皆実町一丁目16—14◇中川鮮魚店＝宇品御幸二丁目10-25◇藤原鮮魚店＝尾長町558 ◇上田鮮魚店＝宇品東二丁目10—15◇魚和＝東本浦町3—19◇魚昌＝旭町1349◇魚政＝住吉町14—26◇坂井鮮魚店＝宇品御幸二丁目1—8◇黒川鮮魚店＝宇品御幸三丁目10—1◇浜本鮮魚店＝段原日出町558 ◇三浦鮮魚店＝西観音町6—17◇真田鮮魚店＝段原中町南市場◇岡田鮮魚店＝横川新町5—3 ◇岡村鮮魚店＝青崎一丁目1—3◇木原鮮魚

鮮魚モデル店（継続）

店＝宇品神田三丁目6—31◇楠田鮮魚店＝段原大畑町111 ◇金川鮮魚店＝東本浦町24—7◇美満寿＝北大河20—5◇山口鮮魚店＝福島本町88—2◇前岡鮮魚店＝二葉の里62◇渡部鮮魚店＝金屋町9—4◇荒川鮮魚店＝皆実町三丁目891—1◇増吉＝榎町1—29 ◇泉鮮魚店＝千田町三丁目1—4◇大野鮮魚店＝中広町二丁目23—2◇千北鮮魚店＝青崎一丁目9—5◇柳川鮮魚店＝江波南町14—12◇山崎鮮魚店＝基町1

無料法律相談を開催

5月6日と29日の両日

広島家庭裁判所では、家庭裁判所発足20周年記念行事の一環として、無料法律相談を行ないます。お気軽においでください。

とき・ところ／①5月6日（火）午前10時から午後4時まで＝広島信用金庫八丁堀支店3階ホール（立町1—24）②5月29日（木）午前10時から午後4時まで＝広島相互銀行本店5階ホール（胡町1—24）

相談内容／夫婦、親子、相続などの法律問題少年非行の問題など。

この相談には、弁護士、調停委員、家庭裁判所職員が当たります。

募集

市清掃労務職員

申込み締切りは5月10日

市役所労務職員の採用試験を行ないますので、希望者はご応募ください。

職種と人員／清掃員（シ尿やゴミの収集と処分作業）約16名

受験資格／昭和4年4月2日以降に生まれ心身ともに健全な男子。学歴、経験は問わない

試験日時／5月12日（月）午前8時30分から市役所人事課で。

待遇／①初任給は年齢によって違いますが、特殊勤務手当を含み25歳で約38,000円、35歳で約45,000円、そのほか、通勤手当、扶養手当がつくほか、3月には期末手当、6月と12月には期末・勤勉手当が支給される②勤務時間は1日8時間、年次有給休暇は1年につき20日間③そのほか、被服（帽子、作業服、シャツなど）を貸与するほか、健康保険、共済制度、公務災害補償制度がある。

申込み期限／5月10日（土）

申込み手続きなど、くわしいことは、市役所人事課（電話45—2111内線524）まで。

働く青少年の生活文

5月15日までに

働く青少年の生活文は、みなさん自身の働く生活の実情や、働く生活の体験をとおしての感想、考えなどをありのままに書いていただくものです。

内容／できるだけつぎのうちから選んでください。①わたしの職業と将来への希望②わたしの余暇生活③そのほか、就職後のわたしの歩み、ふるさとを離れて働く生活など。作品はひとり1編、未発表の自作に限ります。

原稿の枚数／①作文＝400字詰め原稿用紙6枚以内②詩＝400字詰め原稿用紙3枚以内

応募資格／①少年の部＝昭和26年4月1日以降に生まれた働く少年男女②青年の部＝昭和24年4月1日から同26年3月31日までに生まれた働く青年男女。

締切り／5月15日（木）

送り先／広島婦人少年室（上八丁堀6—30合同庁舎内）

くわしいことは、広島婦人少年室（電話21—9241）へおたずねください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45—2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年5月1日

広島市政と市民

下水道事業と受益者負担金制度

特集号　No 3 0 7

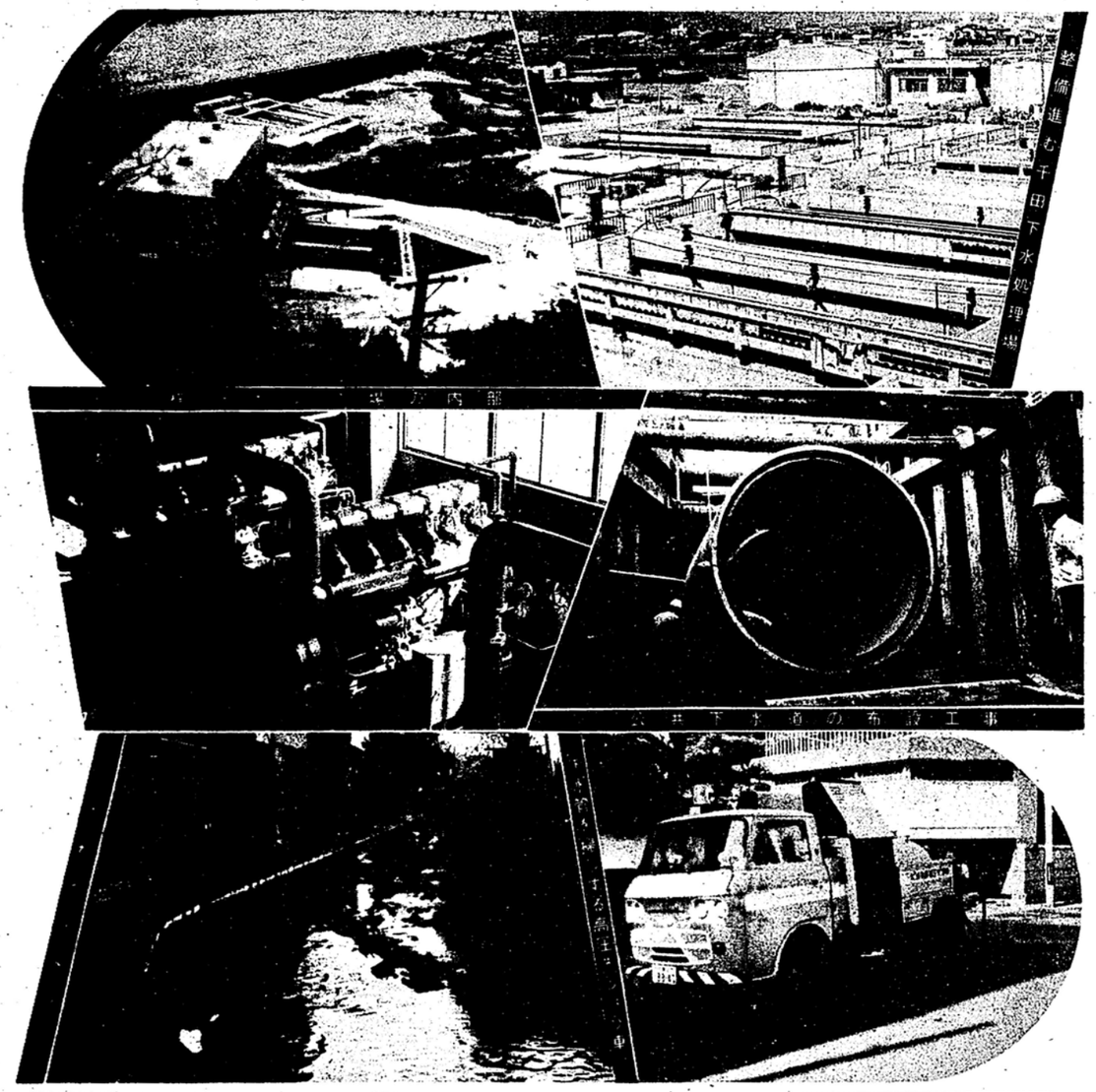

下水道整備で　豊かなくらし　明るい環境

去る３月31日、市議会本会議において、44年度予算が原案どおり可決、決定しました。これによって、今年度の市政を進めてゆくために必要ないっさいのことがらが決められたわけですが、この中には市民のみなさんにもっとも関心のあるもののひとつである下水道の受益者負担金制度が含まれています。

上水道などとともに、下水道はわたくしたちが日常の生活を営んでゆくうえに欠くことのできないものですが、広島市はこの下水道を整備・充実するために受益者負担金制度を採用して、事業の促進を急ごうとしています。

この号では、こうした下水道事業推進の一手段として採用される受益者負担金制度とは何か、また、この負担金と都市計画税・下水道使用料との関係はどうなのか、さらには、広島市の下水道はどのような状態にあるのか、といったことなどを説明し、市民のみなさんにご理解とご協力をお願いしたいと思います。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45−2111）　印刷／文化印刷株式会社　／発行日／昭和44年５月９日

水洗可能地区は10％

財源難などで遅れた事業進行

下水道の現況

広島市の下水道事業は、昭和二十六年度から主として戦災復興区域を対象に十か年継続事業としてスタートしました。その後、いろいろな事情によって、のべ四回の計画変更を重ねております。これまでの計画は、総事業費約六十億二千万円をもって、排水面積約千五百ヘクタールに下水道を整備しようとするものでした。しかし、この事業は最終年度である昭和四十三年度までに、すでに十八か年を経過し、五十五億余円の事業費を要していますが、計画面積で六五％しか進んでおりません。これは、現在の市街地面積の二〇％に満たないという実情です。

このように、事業がいちぢるしく遅れた原因としては、①建設財源の約七割を占める国庫補助金や起債（国からの借金）の獲得が国家財政の関係もあって、思うにまかせなかったこと②物価の上昇によって工事費が増加したこと――などがあげられます。

しかし、この遅れを放置しておくわけにはいきません。このような巨額の費用を要する事業を計画のとおり短期間で達成するためには、いままでのような国庫補助や起債のわくに市費を充当するという財源構成のままではとうていできません。このような財源構成では、あと三十年かかることが予想されます。その間の経済・社会情勢の変動などを考えてみますと、急速に市街地化の進んでいる周辺部の下水道の整備などは、まったく計画を立てることさえも困難な状態であるといっても過言ではありません。

計画概要対照表

種別	内訳	単位	原計画	変更計画
基本数値	排水区域	ヘクタール	1,494	2,256
	排水人口	人	260,000	394,000
	処理区域	ヘクタール	838	2,188
	処理人口	人	155,000	380,000
施設計画	管きょ	メートル	382,293	564,496
	ポンプ場	か所	10	12
	処理場	〃	2	4
事業費	—	円	50億2,574万2,000	266億6,886万
工期	—	—	昭和26年4月1日～同44年3月31日	昭和26年4月1日～同51年3月31日

汚水処理の重要なパイプ

静脈に当たる下水道

下水ということばは、「下水にあふれる」とか「下水がつまった」などと、一般的には下水の通る道という意味に置きかえられているようです。下水というのは、上水の反対語で、日常生活や事業所の運転によって排出される汚れた水というべきもので、通常、雨水も含めて下水と言われております。

上水に比べて下水に対しては、一般の人たちからは、やや関心が低かったのも事実ですが、それは、上水が手元にきてからいろいろと使い道があり、重宝するものであるのに反して、上水が手元から離れ、暗い下水管にすい込まれてからが、下水の出発という点に原因しているのでしょう。

下水道は地中に埋設されていて目に見えません。本格的な下水道のことを「公共下水道」と呼びますが、これは、下水管が地下に埋められており、地上からはマンホールが見られるだけに整備されたものです。下水の途中には、汚水を下流へ送ったり、雨水を川や海へ排除するためのポンプ場があり、汚水をきれいに処理する下水処理場などを含めて、これらのすべてを下水道施設といいます。

これらの下水道施設の建設にはたいへん多くの費用が必要ですが健康で住みよい町づくりのもっともたいせつな土台になる施設ですから、ぜひとも早期に整備する必要があります。

下水道の役割りとしては、①汚れた水を衛生的に排除し、ドブや水たまりをなくする②ハエやカなど、伝染病の感染源になる害虫を追放する③降雨による市街地の浸水をなくする④水洗便所が使用できる⑤汚れた水によって川や海が汚れることを防ぐ――などがあげられます。とくに、広島市はデルタ上にできあがった町ですから、満潮時の水面より低い、いわゆるゼロメートル地帯も少なくありません。このため、下水道が完備しなければ大雨によって町が水びたしになる危険は去らないのです。

上水道と下水道は、よく血管の動脈と静脈にたとえられます。きれいな水を市街地のすみずみにまで送るように、網目のごとく布設された上水道が動脈にたとえられるのに対して、使用されて汚れた水をもれなく回収する役目をもつ下水道が静脈というわけです。

町が大きくなり、市民生活が高度化するにつれて水の使用量も増加し、排出する水の汚れもひどくなってきます。多くの人たちが住む都市では、この汚水を具合よく流すことがたいへんやっかいな問題になっています。有機物質が溶け込んでいたり、そのまま浮かんでいて、腐敗分解し、いやなにおいを出したりするきたない下水を処理するのが下水道の役目で、人間の身体でいう新陳代謝の機能を果たしているのです。

つぎに、公共下水道の仕組みを簡単にご紹介しましょう。

下の図のように、各家庭の台所、洗面所、風呂場、水洗便所などから排出される汚れた水は、小さな排水管に集まり、汚水マスを通って道路の下に埋めてある下水本管に流れ込みます。下水本管には学校、工場、ビルなどからも流れ出る汚水が集まり、しだいに大きな幹線に合流します。市内にある大きな下水幹線は二m以上もあり、人が通れるものも少なくありません。大雨が降ったときなど、地下にあるこれらの下水管には、濁流がいっぱいになって流れているのです。下水は、最後には下水処理場に到着します。静脈が運んできた血液を肺が清潔にするように、下水処理場は、どろどろの下水に酸素を吹き込んで汚れをとりのぞき、元の無害の水にして川や海に放流しますこのように、下水道はわたくしたち市民の生活に欠くことのできない施設であることがおわかりになったことと思います。

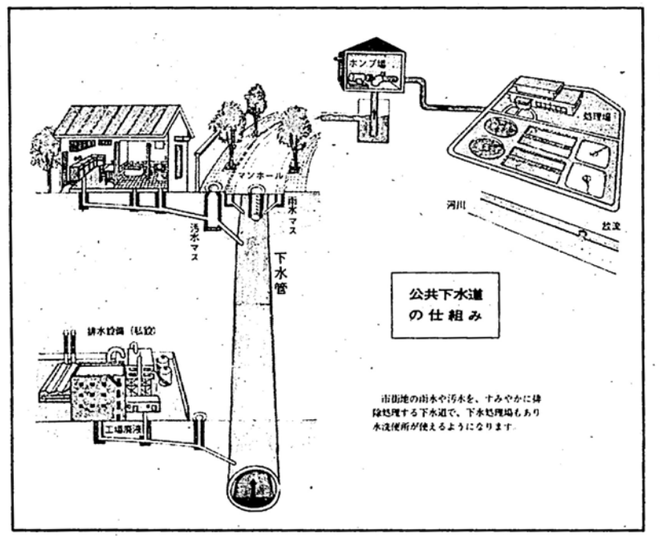

画期的な新下水道計画

50年度末には完成　4か所に処理場を

市役所下水部では、昭和四十二年から四十三年にかけて、下水道整備計画の検討を行ない、画期的ともいうべき変更計画を策定しました。それは、これまでの三倍のスピードで下水道を整備するというものです。

もとの計画は、どちらかというと浸水対策に重点をおいていたもので、下水の処理計画は千田地区と三篠・舟入地区にとどまっていましたが、新計画では、下水管の整備面積を二千二百五十六ヘクタールに拡大するとともに、下水処理区域（水洗便所が使える区域）をそのほとんどすべての区域とし、計画人口で三十八万人が水洗可能になるものと考えています。このため下水処理場を千田・江波の二処理場に加えて東部と南部にそれぞれ建設して計四か所にし、十二か所のポンプ場を新設・拡張して水防対策を充実するというものです。この事業に使用する下水管の総延長は約五百六十五キロ㍍と、いうぼう大な距離になります。

この事業は、昭和五十年度末に完成させる計画で、総事業費として二百六十六億円（昭和四十四年度以降では二百十一億円）という巨費が必要ですが、今回の新計画区域外にも、いますぐに下水道施設を必要とする区域が多く残っていることを考えれば、これだけの巨費をかけてでもこの事業を進めなければならないことをおわかり願えると思います。

最初にこれまでの工事の速さの三倍以上のスピードで工事を進めるといいましたが、こうでもしなければ、このたびの計画区域からはずされた地域に下水道をつくる時期は、いつになるか見とおしもつかないありさまになります。

さて、このような本格的な下水道網を全市街地に急いで張りめぐらすということのたびの画期的な計画にとって、もっとも問題になるのは、この事業に要する巨額な経費をどうするかということです。

事業費財源内訳

区分		原計画	変更計画 施行済み	変更計画 施行分	変更計画 未施行分	変更計画 合計	増減
総事業費		億 万円 60 2,500	億 万円 55 5,300	億 万円 211 1,500	億 万円 266 6,800	億 万円 78 6,000	億 万円 206 4,300
財源内訳	国庫支出金	16 8,400	15 2,200	63 3,800	78 6,000	61 7,600	
	起債	24 1,000	22 7,900	84 5,100	107 3,000	83 2,000	
	受益者負担金	—	—	26 1,900	26 1,900	26 1,900	
	一般財源	18 6,100	16 8,200	36 0,500	52 8,700	34 2,600	
	その他	7,000	7,000	1 0,200	1 7,200	1 0,200	

注）「施行済み分」欄の数字は、昭和43年度までに工事を済ませたものの累計額です。

衛生的で都市づくりは住みよい

下水道整備から

五年間、二十回で分納を

一平方㍍百八十七円　土地所有者から徴収

近代都市に下水道はなくてはならない施設であり、急いで建設しなければならないことは市民のみなさんがひとしく考えておられることと思います。急いで下水道をよりよくするのにもっとも問題になるのは、たいへん巨額な経費がかかるということで、それは前にものべたとおりです。市民生活環境を改善するためには、下水道を急いで整備しなくてはなりません。新しい下水道整備計画が完了するにはこんご昭和五十年度までに二百十一億円の事業費がかかる予定です。

それでは、この受益者負担金制度とは、いったいどんな制度なのでしょうか。

下水道事業は、道路や公園の建設など、他の一般公共事業と違って公共下水道の整備によって限られた地域内の、特定の人だけがいちぢるしい便宜を受けます。そのことは、下水道施設建設の費用を市民のみなさんを対象にして徴収される税金だけでまかなうという普通の費用負担方法では、その施設の設置によって利益を受けることができない市民のみなさんにも負担していただかねばならないことになります。これは、たいへん公平を欠いた負担方法であるといえます。このような場合に、便益を受ける人に事業費の一部を負担していただいて、全体的に公平にしようとする考えかたに立って負担方法を定めたものが受益者負担金制度なのです。

受益者の範囲は、原則として事業区域内の土地の所有者ですが、その土地に借地権、小作権などの権利が設定されている場合は、借地人、小作人などが受益者として負担金の納付義務を負っていただくことになります。

そこで、問題になるのが、いったいどの区域の人が負担金を徴収されるのかということです。

負担金賦課対象区域は、別図のように、公共下水道事業施行区域のうち、今回行なわれる処理計画区域六百十七㌶）になります。この事業は、昭和五十年度末に完成させる計画で、総事業費として二百六十六億円（昭和四十四年度以降では二百十一億円）という巨費が必要ですが、今回の新計画区域外にも、いますぐに下水道施設を必要とする区域が多く残っていることを考えれば、これだけの巨費をかけてでもこの事業を進めなければならないことをおわかり願えると思います。

最初にこれまでの工事の速さの三倍以上のスピードで工事を進めるといいましたが、こうでもしなければ、このたびの計画区域からはずされた地域に下水道をつくる時期は、いつになるか見とおしもつかないありさまになります。

さて、このような本格的な下水道網を全市街地に急いで張りめぐらすということのたびの画期的な計画にとって、もっとも問題になるのは、この事業に要する巨額な経費をどうするかということです。

負担金の納付を三年から五年までの分割にするよう指導していますが、広島市ではなるべく市民のみなさんが納付しやすいように考えて、五年に定めさらに、一年間を四期に分けて負担金を五年間に二十回で分納していただくようにしています。そして、事業計画区域内をいっせいに徴収しようとするものではなく、毎年、その年度に下水管布設工事を実施する区域を負担金賦課区域に定めることになっており、この地区から負担金を納めていただく予定です。市内各所に部分的には下水管工事が済んでいるところもありますが、公平に負担していただくため、この地区も一律に負担していただきます。

下水部では、以上のような受益者負担金制度を、さらにご理解していただくために、これから説明会を開催するなどして、下水道が計画どおり完成するよう努めることにしています。

受益者負担金制度

負担対象事業費	×	負担率	÷	下水道区域面積	=	単位負担額 (㎡)	単位負担額 (坪)
205億727万円		1/3		2,191万6,800平方㍍		187円	617円

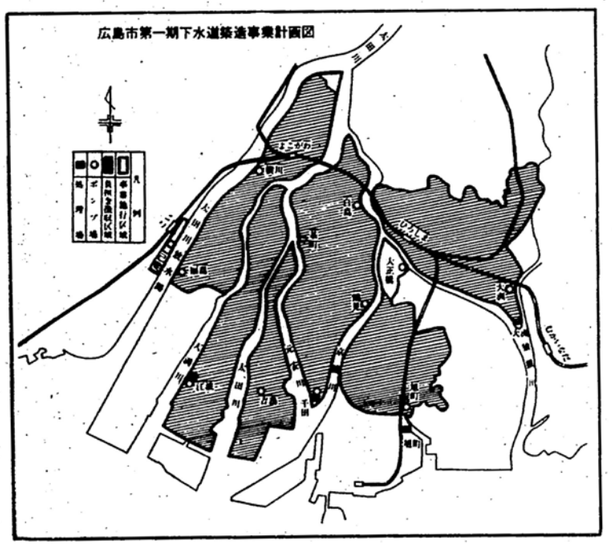

「われわれは都市計画税を払っている。それなのに、さらに、受益者負担金をとられるのは、税金を二重にも三重にも払っていることにならないか」――市民のみなさんには、こうした率直な疑問をお持ちの人も少なくないと思います。

都市計画事業は、道路、下水道橋、公園造成事業などであり、都市計画税はこれらの事業の一部に使われるものです。そして、これは、都市計画区域内（全市域）のすべての土地・家屋の所有者から事業によりおのおのの人が受ける利益とは無関係に、その能力に応じて課税されるものです。これに対して、下水道事業受益者負担金は、下水道事業の効果が下水道が布設される区域に限定されるもので、他の地区とは明かに事業による特別の利益が認められますから、その受益の範囲内において、事業費の一部を負担していただこうというものなのです。

負担金と都市計画税・下水道使用料との関係

つぎに、下水道使用料との関係ですが、使用料は下水道という施設の使用関係によって、使用者が施設の維持・管理に必要な経費を分担するという性格のものです。

いっぽう受益者負担金は施設の維持・管理費用の負担ではなく、いわば施設の建設費の負担というべきものです。下水道施設の建設によって土地の便益性が増加するため、建設費の一部を分担していただく制度で、下水道使用料が毎月納めるものであるのに対し、負担金は、一度だけ負担するものです。

公共下水道は近代都市における市民生活にもっともたいせつな基盤的施設です。広島市は中四国地方の中心都市として、これからも大いに発展してゆくことが予想されますが、都市が大きく成長し、市民生活が高度化するにつれて、下水道がますますたいせつになり、急いで整備しなければならないことは、前にものべたとおりです。

このたびの下水道拡張計画を予定どおり完成させなければ、衛生的で、健康な都市づくりは実現しません。

みなさんの理解と協力を

下水道事業受益者負担金制度は市民と市・国の三者がいったいになって建設費を分担して、下水道事業を促進するための方策です。この受益者負担金制度を採用して進める下水道事業を、市民のみなさんひとりひとりにご理解いただき、美しい、住みよい町づくりが計画どおり実現できるようご協力をお願いします。

下水道事業に対するお問い合わせは、下水庶務課（電話四五―二一一一内線八五六・八五七）まで

下水道の歴史

下水道のもっとも古い遺跡としては、ローマ帝国時代につくられた下水暗きょが残っています。また、下水道といえば、映画「レ・ミゼラブル」の中で、ジャンバルジャンが暗い下水きょの中を逃げまわったシーンを覚えておられる人もあると思いますが、すでに、フランスでは、ルイ王朝時代にはあのような下水道がパリの下につくられていたのです。ロンドンでは一八三〇年代に、産業革命による工業の急激な発達と人口の都市集中によっていちじるしく悪化した都市生活環境の改善のため（とくに悪疫の流行に対処するため）近代的な下水道の建設が始められています。

わが国では、これまでシ尿が肥料として農地に還元されていた関係もあって、便所は汲取り式で水洗にして下水道に流し込むということは考えられず、下水道に対する関心はたいへんうすいものでした。しかし、明治になって、外国文化が急速に取り入れられるようになり、また、東京にコレラが流行したため、明治十六年、内務省は、東京府に対して下水道の改良を命じ、翌十七年東京府が国庫補助を得て、神田に分流式下水道をつくったのがわが国最初の下水道です。

その後、幾多の調査・研究が行なわれ、明治四十四年には、わが国最初の三河島下水処理場の建設に着工し、大正十一年に完成をみております。

水道の創設はわが国でももっとも古いもののひとつに数えられます。

明治三十三年には、工学博士市瀬荘次郎氏に下水道工事の設計を委託・完了しました。その後、幾多の曲折を経ながら、大正五年五月に、主として旧市内一円、五百七十二ヘクタールの下水道整備を完了しています。そして、市勢の発展につれて、年々若干の増補工事を行なってきましたが、支那事変を契機に、下水道の全面的改良の必要にせまられました。そして昭和十年から、下水道調査費を計上して、改良下水道計画の樹立を急いだのです。しかし、時局はますますきびしいものになり、昭和二十年の原爆による未曽有の戦災は、計画の完成を見るにいたらせなかったばかりでなく、当時の貴重な関係資料の大半を散逸したり焼失したりしたのです。

戦後、都市復興計画に伴って調査・検討を再開し、ようやく昭和二十四年に戦災区域を中心にして本格的な下水道整備計画を樹立し同年都市復興計画事業の一環として、工事に着手しました。昭和二十六年からは第一期下水道築造計画として、建設省の認可を受け、十か年継続事業として近代的下水道の建設に着手したのです。

大阪においても、明治十九年と二十三年にコレラが流行し、これを契機に下水道計画を立案し、二十七年には工事に着手、三十二年に当時の旧市街地の大部分を完了しました。しかし、当時の計画は在来の水路の改良に過ぎなかったので、明治四十四年から合流式による十か年計画にもとづき、ふたつの処理場が運転されるようになりました。

そのほか、仙台市の明治三十二年の起工、名古屋市の明治四十四年の起工など日本の下水道築造も明治の後期になって、ようやく曙光をみるようになりましたしかし、下水道築造の機運が高まったのは昭和にはいってからで、全国につぎつぎと下水処理場が完成しています。そして、戦争によるブランクはありますが、その後、着々と下水道整備も進み、昭和四十三年三月現在、公共下水道築造認可都市は二百八都市におよび終末処理場も九十六か所になっています。
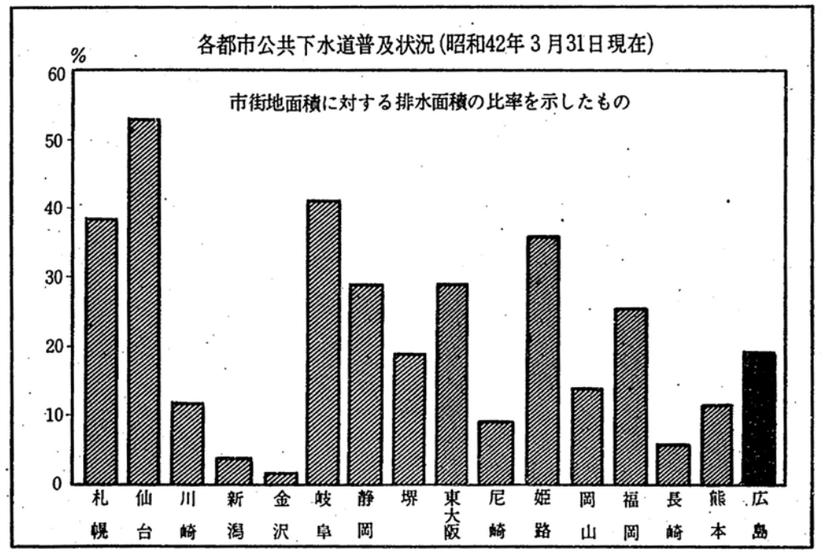
さて、広島市は、太田川の河口に形成されたデルタ地帯で、市街地の大半が満潮水位よりも低いため、下